

(様式 2)

令和 4 年度スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：大洲市スポーツ協会]

[記載日：令和 5 年 3 月 3 0 日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当協会は法人格を有しておらず、また、現段階では予定もない。	C
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当協会規約等を制定しており、当協会の役員及び会員、また所属団体はそれを遵守し活動している。 また、所属団体においても、それぞれの活動に応じた内容の規約を制定し遵守している。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 適用される関係法令、また、大洲市が定める関係条例や規則等を遵守し事業運営を行っている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当協会規約に定める役員(会長 1 名、副会長 4 名、理事長 1 名、理事 18 名、監事 2 名、顧問 1 名)の他、各所属団体においても所属長及び評議員をそれぞれ 1 名置き、体制を整えている。 当協会の会議は、評議員会・三役会・理事会とし、評議員会は当協会の最高決議機関で総会にかわるものとして年 1 回開催しており、事業の計画・報告、収支の予算・決算報告、規約の改正などを審議している。 三役会及び理事会においては、必要に応じて開催(通常は三役会 2 回、理事会 5 回)し、会務執行に関する事項、評議員会から委嘱された事項を審議しており、様々な意見を取り入れ事業運営に活かしている。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当協会は、アマチュアスポーツの健全な普及促進を図り、併せてスポーツ精神の確立と市民スポーツの啓発奨励に資することを目的としており、この目的は、総会資料において公表している。</p> <p>また、大洲市教委育委員会の定める大洲市スポーツ推進計画にも基づき事業の計画・活動をしており、大洲市スポーツ推進計画は大洲市のホームページで公表されている。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当協会では役職員に対するコンプライアンス教育や研修は実施していないが、関連する資料や研修会等の案内を配布し、各自での対応を依頼している。</p> <p>今後は、研修会開催の検討など役職員の他、会員や所属団体においても、コンプライアンス意識の徹底を図りたい。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当協会では、指導者、競技者に対するコンプライアンス教育や研修は実施していないが、関連する資料や研修会等の案内を配布し、各自での対応を依頼している。</p> <p>今後はさらに徹底するとともに、当協会内でも研修会開催について検討する。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>適用される関係法令、また、大洲市が定める関係条例や規則等を遵守するとともに、当協会の定める会計事務処理要領に基づき、適正に会計処理を行っている。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>大洲市が定める大洲市補助金等交付要綱の他、補助元における規定等に基づき適切に処理している。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 役員による定期的な監査、また、監事による年 1 回の監査などの会計事務処理要領を定めており、これに基づき会計事務を行っている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当協会の総会において事業報告書及び収支決算書等を報告するとともに、補助元である大洲市、また、公益財団法人愛媛県スポーツ協会に当該資料を提出している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ホームページ等の開設はないが、当協会の各種会議において、資料を通じて情報開示を行っている。 また、主催事業においては、共催である大洲市のホームページや SNS、市内広報を通じて事業内容や案内などを掲載している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	